

平成30年度 第2回刈谷市国民健康保険運営協議会 会議録

| | | | |
|-----|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成31年2月1日（金） 午後1時30分～午後2時20分 | 場 所 | 刈谷市役所 研修室 |
| 出席者 | <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者を代表する委員 野村隆治委員、加藤由美子委員、浮邊美砂代委員、西尾實千恵委員 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 丸上善久委員、世古口凡委員、長澤恒保委員、中川義之委員 ・公益を代表する委員 伊藤幸弘委員、黒川智明委員、新海真規委員、山崎高晴委員 ・被用者保険等保険者を代表する委員 岩原牧美委員、高西直樹委員 ・当局出席者 竹中市長、鈴木福祉健康部長、黒岩国保年金課長、近藤課長補佐、山川国保賦課係長、増田国保給付係長 | | |
| 欠席者 | 無し | | |

委員紹介

被用者保険等保険者を代表する委員の交代があったため、新たな委員の紹介を行った。

討議内容

議題 「平成31年度刈谷市国民健康保険事業計画（案）及び刈谷市国民健康保険特別会計当初予算（案）について」

資料の1頁から9頁により事務局から説明を行い、次のとおり、委員の質問に対し事務局が説明した。また、議題について委員の了承を得た。

【新海委員】

質問1：特定検診の現状の対象者数はどのようになっているか。

説明1：平成29年度実績で1万8,755人である。

質問2：特定保健指導の実施率が県平均より下回っているが、その低迷の要因は何か。実施率の引き上げに対する取組をどのように行っているか。

説明2：特定保健指導は特定健康診査の結果によりメタボリックシンドロームの基準で対象者を選定し指導を実施するものである。実施率の伸びない要因としては、保健指導未受診者のアンケートから「忙しい」、「すでに個人で取り組んでいるため必要ない」等の意見を得ており、受診の機会を増やし受診の重要性を周知することが重要であることから、現在実施している文書勧奨に加え、個別電話勧奨の実施により健康推進課が別途開催してい

る栄養講和や運動教室の機会に保健指導を実施することを考えている。また、特定健康診査及び特定保健指導の啓発のためにスギ薬局との連携を考えている。

意見：個別電話勧奨については施策の充実のために実施して欲しい、さらに啓発の重要性のために他の組織との幅広い連携を求める。

【高西委員】

意見：特定健康診査及び特定保健指導の実施率が低いため、健康に対する取組を努力して欲しい。

質問：保険者努力支援制度の平成30年度の交付額はいくらか。近隣市の評価指標の点数はどのようになっているか。

説明：保険者努力支援制度の平成30年度の交付額は3,900万円である。近隣市の評価指標の順位は1位が安城市で561点、刈谷市は8位の351点である。点数の開きの要因としては評価対象となる糖尿病性腎症重症化予防事業が平成30年度からの実施であり、平成30年度の交付金は平成29年度の実績を採択するものであることから重症化予防事業の点数が計上されなかったことによるものである。

意見：保険者に求められる役割が、資格の管理や医療の給付から健康づくりや健康増進に推移している。他の市町村では企業や大学と連携して活動していると聞いている。刈谷市においても健康づくりで企業と情報交換を行うことを提案する。

議題に引き続き、その他として2件、それぞれ資料に基づき事務局から説明を行い、次のとおり、委員の質問に対し事務局が説明した。

(1) 国民健康保険事業費納付金等について（資料10頁～12頁）

- ・ 県から示された平成31年度の国民健康保険事業費納付金、標準保険税率は資料のとおりである。
- ・ 国民健康保険事業費納付金等を踏まえ、本市は繰越金等を活用して保険税率を据え置き、国の動向等を注視して平成31年度に税率改正について検討する。

【新海委員】

質問：県単位化に伴い、国民健康保険事業費納付金の自治体間の格差はどうようになるか。

説明：国民健康保険事業費納付金の算定にあたっては都道府県内で公平に支え合う仕組みであることから、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得

水準に応じた事業費納付金の額を決定している。

意見：所得水準の高い刈谷市は事業費納付金の負担は大きくなると認識している。制度の性格上、長期的に税率を据え置くことは困難であるが、税率を変更する場合は市民に対し早急に周知を行い、理解が深まるように努力して欲しい。

(2) 刈谷市国民健康保険税条例の一部改正について（資料13頁、14頁）

- ・国は課税限度額の引き上げの方針を示し、これが決定された場合は、平成32年度以後の課税限度額の引き上げを検討する。
- ・国は保険税の軽減対象の拡大の方針を示し、これが決定された場合は軽減拡充を行う予定である。

上記の説明の後、閉会した。